

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

大磯町営住宅管理条例（平成 10 年大磯町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第 4 条～第 41 条)」を削り、

「第 4 章 補則（第 49 条～第 51 条）」を「第 4 章 駐車場の管理（第 49 条）」

第 5 章 補則（第 50 条～第 52 条）」

に改める。

第 1 条中「第 47 条」を「第 48 条」に改める。

第 3 条の見出し中「町営住宅の」を削り、同条第 1 項中「町営住宅」の次に「及び共同施設」を加え、「別表」を「別表第 1 から別表第 3 まで」に改め、同条第 2 項「戸数等は」を「戸数等は、」に改める。

第 4 条第 2 項中「申込方法」の次に「、公募期日、受付場所」を加える。

第 5 条第 5 号中「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 4 項」に、「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同項第 2 号中「第 13 条」を「第 12 条」に改め、同項第 3 号ア中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 4 項」に、「第 6 条第 3 項第 1 号」を「第 6 条第 5 項第 1 号」に改め、同号イ中「第 6 条第 3 項第 2 号」を「第 6 条第 5 項第 2 号」に改め、同号ウ中「第 6 条第 3 項第 3 号」を「第 6 条第 5 項第 3 号」同項に次の 1 号を加える。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 6 条第 2 項中「、第 3 号及び第 4 号」を「及び第 3 号から第 5 号まで」に改め、「次に掲げる者は、」の次に「現に同居し、又は同居しようとする親族がいない場合にあっては」を加え、同項第 1 号中「50 歳」を「60 歳」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める程度のもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下この号において同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

第6条第2項第4号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第7条第2項中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改め、同条第3項中「第15条」を「第18条」に改める。

第9条第4項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 60歳以上の者であり、かつ、規則で定める親族とのみ現に同居し、又は同居しようとする者

(4) 第6条第2項第2号から第8号までに規定する者、又はその者の世帯に同項第2号から第8号までに規定する者がいるとき。

第17条第2項中「毎月末（」の次に「12月にあつては翌年の1月4日。」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、納付の期限が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、それらの日の後最初に到来するそれらでない日をもってその納付の期限とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

第42条第1項中「おいては、」を「おいて、国土交通大臣の承認を得たときは、」に改める。

第51条を第52条とし、第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 駐車場の管理

(駐車場の使用等)

第49条 入居者は、町長が町営住宅の共同施設として整備した駐車場を使用する場合においては、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

2 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として規則で定める額とする。

3 町長は、特別な事情があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、駐車場の使用に関し必要な事項は規則で定める。
別表中「大磯町月京11番4号ほか」を「大磯町月京11番1号」に改め、同表を別表第1
とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第3条関係）

月京住宅集会所	大磯町月京11番1号
---------	------------

別表第3（第3条関係）

月京住宅駐車場	大磯町月京11番1号
---------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄